

議案第19号

米原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

米原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき執行機関の附属機関として設置していた市民とともにつくる非核・平和米原市民会議等の廃止や、新たな附属機関として米原市部活動地域移行検討委員会等を設置するほか、既設の附属機関の委員の定数等を変更するため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例

米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の市長の部の市民とともにつくる非核・平和米原市民会議の項を削り、同部の米原市福祉有償運送運営協議会の項中「15 人以内」を「10 人以内」に改め、同部の米原市都市計画マスタープラン改定検討委員会の項を削る。

別表第 1 の教育委員会の部の米原市立小中学校結核対策委員会の項の次に次のように加える。

米原市部活動地域移行検討委員会	中学校における部活動の地域移行に向けた基本計画の策定および必要な事項に関し調査審議し、教育委員会に意見具申すること。	10 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域のスポーツ団体および文化団体代表 (3) 中学校の校長および保護者の代表者 (4) 公募による市民 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	委嘱の日から当該諮問に係る審議結果を教育委員会に意見具申するまで
-----------------	--	--------	---	----------------------------------

別表第 1 の教育委員会の部の米原市文化財保存活用地域計画策定委員会の項中「策定委員会」を「推進協議会」に、「必要な事項に関し調査審議し、教育委員会に意見具申する」を「見直しならびに当該計画の推進に関し調査審議する」に改め、同項の次に次のように加える。

米原市史跡鎌刃城跡保存活用計画策定委員会	史跡鎌刃城跡の適切な保存・活用を図るため、保存活用計画を策定する。	10 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	2 年
----------------------	-----------------------------------	--------	---	-----

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

米原市付属機関設置条例新旧対照表（改正理由）

改正後						現 行						改正理由
別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民とともにつくる非核・平和米原市民会議の廃止</li> <li>・ 委員の定数の変更</li> </ul>
付属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	付属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	
市長	略					市長	略					
	米原市手話略 施策推進会 議						米原市手話略 施策推進会 議					
						市民ととも につくる非 核・平和米原 市民会議	戦没者お よび戦争犠 牲者への哀 悼、新たな顕 彰のかたち、 非核・平和へ の祈念に関 し必要な事 項を調査審 議すること。	6人以内	(1) 学識経験 を有する者 (2) 専門的な 知見を有する 者 (3) 関係団体 の代表者 (4) 前3号に 掲げる者のほ か、市長が適当 と認める者	2年		
	略					略						
	米原市福祉 有償運送運 営協議会	略	10人以内	略	略	米原市福祉 有償運送運 営協議会	略		15人以内	略	略	
	略					略						
	米原市環境略					米原市環境略						

	審議会						審議会					
教育委員会	略	略	略	略	略	教育委員会	略	米原市立小中学校結核対策委員会	略	略	略	<ul style="list-style-type: none"> <li>米原市都市計画マスタープラン改定検討委員会の廃止</li> <li>米原市部活動地域移行検討委員会の設置</li> </ul>
							米原市都市計画マスタープラン改定検討委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 都市計画マスタープラン改定に関すること。 (2) 非線引き都市計画区域における土地利用規制の検討に関すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者の代表者 (2) 地域団体の代表者 (3) 各種団体の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から都市計画マスタープランの改定完了の日まで	
	略						略					
		米原市立小中学校結核対策委員会	略									
	略	米原市部活動地域移行検討委員会	中学校における部活動の地域移行に向けた	10人以内	(1) 学識経験を有する者の代表者 (2) 地域のスポーツ団体							

	基本計画の策定および必要な事項に関し調査審議し、教育委員会に意見具申すること。		よび文化団体の代表 (3) 中学校の校長および保護者の代表者 (4) 公募による市民 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	る審議結果を教育委員会に意見具申するまで								
略					略							
米原市文化財保存活用地域計画推進協議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3に定める文化財保存活用地域計画の策定および見直しならびに当該計画の推進に関し調査審議すること。	略			米原市文化財保存活用地域計画策定委員会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3に定める文化財保存活用地域計画の策定および必要な事項に関し調査審議し、教育委員会に意見具申すること。	略					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称の変更</li> <li>・ 所掌事務の変更</li> </ul>

米原市史跡 鎌刃城跡保 存活用計画 策定委員会	史跡鎌刃 城跡の適切 な保存・活用 を図るため、 保存活用計 画を策定す る。	10人以内	(1) 学識経験 を有する者 (2) 前号に掲 げる者のほか、 教育委員会が 適当と認める 者	2年										<ul style="list-style-type: none"> <li>米原市史跡鎌刃城跡保 存活用計画策定委員会 の設置</li> </ul>	
略						略									
略						略									